

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)に基づく水質検査

検査項目	ビル管理法検査 (16項目) 6ヶ月に1回	ビル管理法検査 (28項目) 1年に1回	ビル管理法検査 (35項目) 3年に1回
1 一般細菌	○	○	○
2 大腸菌	○	○	○
3 鉛及びその化合物	○	○	○
4 亜硝酸態窒素	○	○	○
5 シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○
6 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○
7 四塩化炭素			○
8 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○
9 ジクロロメタン			○
10 テトラクロロエチレン			○
11 トリクロロエチレン			○
12 ベンゼン			○
13 塩素酸		○	○
14 クロロ酢酸		○	○
15 クロロホルム		○	○
16 ジクロロ酢酸		○	○
17 ジブロモクロロメタン		○	○
18 臭素酸		○	○
19 総トリハロメタン		○	○
20 トリクロロ酢酸		○	○
21 ブロモジクロロメタン		○	○
22 ブロモホルム		○	○
23 ホルムアルデヒド		○	○
24 亜鉛及びその化合物	○	○	○
25 鉄及びその化合物	○	○	○
26 銅及びその化合物	○	○	○
27 塩化物イオン	○	○	○
28 蒸発残留物	○	○	○
29 フェノール類			○
30 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○
31 pH値	○	○	○
32 味	○	○	○
33 臭気	○	○	○
34 色度	○	○	○
35 濁度	○	○	○

注) (1)水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合

16項目(6ヶ月に1回)の検査・28項目(1年に1回)の検査が該当します。

(2)地下水その他(1)以外の水を水源の全部又は一部としている場合

16項目(6ヶ月に1回)の検査・28項目(1年に1回)・35項目(3年に1回)の検査が該当します。